

(案)

収獲調査委託契約書

委託者 分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 (以下、「甲」という) と受託者 (以下、「乙」という) とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月 日付けで交付した収獲調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	収獲調査委託 (気仙沼・石巻・南三陸・登米地区)
案件内容・仕様	契約条項のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
履行期間	契約締結日の翌日 ~ 令和9年2月26日
履行場所	別紙「調査内訳書」のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを 本システム で保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 宮城県大崎市古川東町5番32号
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長

乙

※紙による契約の場合は上記下線削除し押印する。

※電子契約の場合、上記内容と表現が異なる場合がある。

契約条項

- 第1条 本契約の調査等の内訳は別紙「調査内訳書」のとおりとする。
- 第2条 本契約に係る特約事項は別紙1、2、3、4のとおりとする。

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
気仙沼	国有林	308に6	0.94	112	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	308ほ1	3.22	239	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	308へ3林小班襲用
気仙沼	国有林	308ほ2	3.38	244	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	308へ3林小班襲用
気仙沼	国有林	308へ3	1.38	91	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	分収造林	310は1	18.87	4,283	皆伐	100	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	313い2	0.26	33	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	313い4林小班襲用
気仙沼	国有林	313い3	1.30	194	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	313い4林小班襲用
気仙沼	国有林	313い4	1.05	155	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	314い1	7.53	872	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	313い2林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314い2	3.85	457	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314い3	1.23	115	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314ほ2林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314い4	7.52	710	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314ほ2林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314い5	2.77	278	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314ほ2林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314に2	14.30	1,052	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314に3	2.88	166	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314に4林小班襲用
気仙沼	国有林	314に4	1.51	112	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314に7	0.62	48	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314に4林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314に9	0.42	32	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314に4林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314ほ1	0.88	64	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314に4林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314ほ2	1.93	231	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314ほ3	3.49	263	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314に4林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	314ほ5	1.72	116	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	314に4林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	315ろ2	2.62	426	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	315ろ3	0.64	105	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	315ろ2林小班襲用
気仙沼	国有林	315は2	1.63	249	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	

気仙沼	国有林	315は3	1.20	205	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	315は2林小班襲用
気仙沼	国有林	315ほ	3.35	515	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	315は2林小班襲用
気仙沼	国有林	315へ	2.54	225	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	317い8	0.61	47	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	317ろ1	4.11	320	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	317は1	3.09	270	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	317は2	0.95	69	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	317は1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	317に1	6.06	396	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	317は1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	317ほ1	7.45	681	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	317ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318い1	6.70	851	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	318に林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318ろ	5.58	464	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	317ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318は	2.60	363	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	318に林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318に	3.05	336	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318ほ1	2.02	229	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	318に林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318ほ2	0.13	16	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	317ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318へ	0.91	151	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	318に林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318と1	2.06	148	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318と2	0.57	37	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	318と1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318と3	1.32	84	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	318と1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318り	2.29	246	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	318に林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	318ぬ	3.22	260	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	320ち1	2.26	247	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	320ち2	0.06	1	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	320り1	6.24	630	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	320り2林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	320り2	2.87	301	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	321い2	5.53	489	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	321い3林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	321い3	3.46	329	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略

気仙沼	国有林	321い4	1.56	169	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	321い3林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	321ろ1	1.60	102	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	321ろ2	0.65	38	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	321ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	321ろ3	0.88	56	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	321ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	321ろ4	0.40	24	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	321に1	1.05	65	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	321ろ1林小班襲用
気仙沼	国有林	321ほ1	7.03	545	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	322ほ	3.85	191	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	322と1	1.36	188	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	322と2	2.47	205	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	326い1	5.48	409	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	326ろ	2.80	313	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	326は1	3.93	343	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	326に2林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	326に1	4.81	422	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	326に2林小班襲用 小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	326に2	2.93	277	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
気仙沼	国有林	326ち2	0.23	20	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	326り1	1.06	72	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	326わ1	1.20	110	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
気仙沼	国有林	326か	3.46	283	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	326に2林小班襲用
気仙沼	分収造林	330ち1	0.33	57	皆伐	100	精密每木	
気仙沼	分収造林	330ち2	0.91	205	皆伐	100	直径每木	
気仙沼	分収造林	330り1	2.95	575	皆伐	100	直径每木	
気仙沼	分収造林	330り2	1.01	215	皆伐	100	直径每木	
松岩	分収造林	333ろ1	8.24	2,705	皆伐	100	標準地(簡標)	
松岩	分収造林	333ろ2	7.53	2,325	皆伐	100	標準地(簡標)	
松岩	分収造林	333ろ3	5.06	1,528	皆伐	100	標準地(簡標)	
松岩	分収造林	333ろ4	8.77	2,659	皆伐	100	標準地(簡標)	

松岩	分収造林	337は5	9.22	3,048	皆伐	100	標準地(簡標)	
松岩	国有林	348い1	0.69	47	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348い2	0.39	42	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348い4	1.91	208	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348ろ	4.52	401	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	348い4林小班襲用 小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348こ	0.45	66	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	348ほ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348ほ1	2.88	360	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348へ1	1.14	87	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	348い4林小班襲用 小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348へ2	1.59	108	列間(簡標)	22	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348へ3	1.55	152	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	348い4林小班襲用 小班境界標示一部省略
松岩	国有林	348と	0.76	81	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	348い4林小班襲用
松岩	国有林	348り	3.96	540	列間(簡標)	22	標準地(襲用)	348い2林小班襲用
松岩	国有林	348る1	0.99	109	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	348い2林小班襲用
松岩	国有林	351い	0.64	77	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
松岩	国有林	351ろ	0.29	18	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
松岩	国有林	351は1	2.52	270	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351は3	3.33	339	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351こ	2.93	158	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
松岩	国有林	351ほ	6.21	640	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
松岩	国有林	351へ	2.78	295	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351と	3.42	317	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351ち1	1.53	183	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351ち2	1.51	125	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351り1	1.69	196	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351り2	1.65	153	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
松岩	国有林	351り4	7.73	778	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351ぬ2	4.10	325	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	

松岩	国有林	351ぬ4	2.25	140	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ぬ2林小班襲用
松岩	国有林	351ぬ5	2.82	258	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ぬ2林小班襲用
松岩	国有林	351る3	1.70	202	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
松岩	国有林	351か	1.76	77	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351に林小班襲用
松岩	国有林	351た2	0.95	244	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351た3	0.39	40	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351た4	1.91	351	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
松岩	国有林	351た5	0.93	167	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351た4林小班襲用
松岩	国有林	351れ	1.10	75	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
松岩	国有林	351そ1	0.09	13	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	351ほ林小班襲用
松岩	国有林	351そ3	4.41	140	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
戸倉	分収造林	367と	20.80	5,544	皆伐	100	直径毎木	
鮎川	国有林	518へ2	1.98	235	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	518る2林小班襲用 小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	518へ3	3.49	252	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	518と3林小班襲用 小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	518と3	2.49	113	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	518と5	0.11	9	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	518る2	0.28	16	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	518わ	0.57	30	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
鮎川	国有林	519ろ1	3.76	251	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
鮎川	国有林	519ろ2	3.05	185	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	519ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	519ち2	1.56	64	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
鮎川	国有林	519わ6	1.80	191	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	519ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	519わ7	0.12	14	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	519ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	519わ8	0.11	13	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	519ろ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	519わ10	0.60	83	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	519る2林小班襲用
鮎川	国有林	521ほ1	2.33	156	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
鮎川	国有林	521と2	1.82	121	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	521ほ1林小班襲用

鮎川	国有林	525わ1	1.40	102	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	525わ2	1.38	108	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525わ1林小班襲用 小班境界標示一部省略
鮎川	国有林	525わ3	2.12	155	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525わ1林小班襲用
鮎川	国有林	525わ5	1.93	140	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	525わ1林小班襲用
鮎川	分収造林	540よ2	1.43	499	皆伐	100	直径每木	
石巻	分収造林	580り	2.02	480	皆伐	100	直径每木	
石巻	分収造林	580ぬ2	5.09	1,240	皆伐	100	直径每木	
石巻	分収造林	580る1	3.38	946	皆伐	100	直径每木	
石巻	分収造林	589る3	1.93	533	皆伐	100	直径每木	
石巻	分収造林	594ぬ1	1.92	859	皆伐	100	直径每木	
米川	分収造林	625る	4.70	1,539	皆伐	100	直径每木	
石巻	分収造林	649に2	6.06	2,582	皆伐	100	直径每木	
石巻	分収造林	649へ	8.17	2,102	皆伐	100	直径每木	
合計			422.81	62,050				

(別添1)

収穫調査委託契約仕様書

(適用)

- 1 この仕様書は、収穫調査委託契約について一般的事項及び調査事項を定め適用するものである。
- 2 収穫調査委託契約の実行に当たっては全て誠意を旨とし、かつ実施の細部について受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が定めた監督職員の指示に従わなければならない。

第1 一般的な事項

1 調査計画表の作成、提出、承認

- (1) 乙は、収穫調査委託契約約款（以下「約款」という。）第2条第1項の規定に基づき、「調査計画表」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 乙は調査計画書の内容に変更が生じたとき及び調査期間内に調査を完了することができないと認めるときは、約款第12条第1項の規定に基づき甲に対して遅滞なくその理由を詳記した書面に変更調査計画書を添付して、期間の延長を求めることができる。
- (3) 甲は、前号の場合においてその理由が正当と認められ、かつ事業実行上支障が無いと認められるときは、調査期間を延長し、その旨を書面をもって乙に通知しなければならない。

2 現場代理人及び担当技術者

- (1) 乙は、約款第6条第1項に基づき「現場代理人及び担当技術者等届」を調査前に甲に提出しなければならない。
なお、約款同条第4項の規定により変更した場合又は乙の都合により変更した場合も同様とする。
- (2) 現場代理人は、別表「担当技術者の資格区分」にある技術員の技術経歴以上の者であって、甲が適切と認めた者とする。

3 極印管理責任者及び極印使用者届の提出

乙は、約款第7条第1項に基づき、「極印管理責任者及び使用者届」を調査前に甲に提出しなければならない。

4 支給材料及び貸与品

- (1) 甲は、約款第8条第1項に定める支給材料及び貸与品について「支給材料通知書」及び「貸与品通知書」により乙に通知するものとする。
- (2) 乙は、約款第8条第2項の規定に基づき支給材料又は貸与品の引き渡しを受けたときは、その都度「支給材料受領書」又は「貸与品借用書」を、甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、支給材料が不足したときは、「支給材料追加申請書」を甲に提出することができる。
- (4) 甲は、前項の「支給材料追加申請書」を受理したときは、調査の実施のために必要と認められない場合を除き、「支給材料追加通知書」により、乙に通知するものとする。

5 極印の貸与、返納

- (1) 甲が乙に対して約款第9条第1項の規定に基づき極印を貸与する場合は、甲の極印管理担当者が行うものとする。
- (2) 乙は、約款同条第2項の規定に基づき極印の引き渡しを受けたときは、その都度「物品（極印）借用書」を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、約款同条第6項の規定に基づき調査の完了もしくは変更又は契約解除等によって極印が不要となったときは直ちにその極印について「物品（極印）返納届」を甲の指

示した時期及び場所で甲に返納しなければならない。

6 変更契約

(1) 次に掲げる場合は、約款第 11 条第 2 項に基づき契約を変更する。

ア 契約を履行できない調査箇所が発生する場合

イ 調査箇所を踏査した結果、次に掲げる事項について甲が指示した場合

(ア) 立木調査方法の変更

(イ) 実測方法の変更

(ウ) 新たに伐採列等を設定するための実測作業

(エ) 新たな標準地調査法の標準地の設定

(オ) 新たな除外地の設定。ただし標準地調査法による調査箇所は除く。

(カ) 収穫とりやめ

ウ その他契約条件が変わると甲が判断した場合

(2) 予定数量（調査区域面積）に対し 30 パーセント以上の増減が見込まれる場合は、約款第 11 条第 3 項に基づき契約を変更する。

ただし、標準地内のみ選木・標示を行う標準地調査法の面積は増減の対象とせず、毎木調査法の面積が 30 パーセント以上の増減が見込まれる場合のみを対象とする。

7 委託代金の確定及び部分払

本委託契約は、概算契約であることからその精算が必要であり、約款第 15 条第 3 項の規定に基づく委託代金の確定方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 予定数量（調査区域面積）に対し 30 パーセント未満の増減の場合の委託代金

ア 委託代金確定額

最終的な委託代金確定額は、契約金額（消費税を除く）を予定数量（調査区域面積）で除した単価（端数処理をしていないもの）に確定した数量（調査区域面積）を乗じて算出する。

イ 消費税及び地方消費税相当額

委託代金確定額の 10/100 とし、円未満の端数は切り捨てる。

ウ 精算

委託代金確定額は、部分払累計額を控除したものとする。

(2) 部分払

約款第 16 条第 3 項に規定する部分払いの委託代金相当額算定方法は次のとおり行う。

ア 一部完了部分に対する部分払

調査完了した箇所（林小班単位）における検査合格に対する部分払とし、その委託代金算定は次による。

甲が算出した契約箇所（林小班単位）ごとの経費の総和×0.9×消費税

イ 2の(1)で算出した単価は、契約総額の単価であるため部分払の代金確定には採用しない。

(3) 収穫とりやめ箇所

間伐設計の結果等からその後の調査をとりやめる箇所については、間伐設計等までの経費を見込む。

8 その他

(1) 甲が委託調査地への立会を求めたときは、乙は、特別な事情のない限りこれに応ずるものとする。

(2) 本契約に係る諸手続については、甲が指示する様式を使用するものとする。

第2 調査に関する事項

1 収穫調査の細部

- (1) 収穫調査の方法及び取扱いの細部については、「東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程」（平成27年3月23日26東資第102号）、「東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程運用」（平成27年3月24日26東資第103号）、「国有林野産物極印規則」（昭和34年4月4日農林省訓令第15号）、「国有林野産物極印規則実施細則等について」（昭和34年12月2日34林野業第3336号）及び「間伐の要領の制定について」（平成28年2月17日27東計第90号）、「青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について（暫定版）」（平成23年4月28日付け計画課長文書）の定めるところによるものとする。
- (2) 甲は、前項に掲げる文書の内容について具体の指示がある場合は、特記仕様書に示すものとする。
- (3) 甲は、必要に応じて調査内容の変更を乙に指示することができる。
ただし、調査箇所の追加、振り替えは行わないものとする。

2 希少動植物

乙は、調査に際して、希少動植物の生息・生育を確認した場合は速やかに甲に報告するものとする。

3 環境負荷低減への取組

乙は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

4 安全管理態勢の確立

- (1) 乙は、労働安全衛生に関する諸法令及び交通法規のほか、甲の指示を遵守し、労働災害及び交通災害を発生させないものとする。
- (2) 乙は、調査地ごとに現場代理人及び安全管理者を配置するものとする。
また、災害発生時等緊急時の連絡体制を甲へ届け出るものとする。
- (3) 乙は、現場作業担当者の非違行為によって、林野火災を発生させないものとする。

5 その他

- (1) 乙は、作業上必要な施設の設置箇所については、甲の指示を受けるものとする。
- (2) 乙は、業務上知り得た成果等について他人に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、約款及びこの仕様書に明示されていない事項又は疑義を生じたときは、監督職員の指示を受け、これに従うものとする。

別表

技術者の資格区分

技術者の名称	技術経歴
技師長	<p>1 技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）第 14 条に規定する技術士の登録（林業部門（林業））を受けた者</p> <p>2 委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有しかつ、その実務経験が通算 5 箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学という。」）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒という。」）であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であつて、卒業後林業経営又は森林評価の職務に従事した期間が 32 年以上ある者</p> <p>(4) 一般社団法人日本林業技術協会が行う林業技士の登録（林業経営又は森林評価部門）を受けた者、又はこれと同等の能力を有する技術者であつて、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者</p>
主任技師	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有しかつ、その実務経験が通算 2 箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 大学卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価部の職務に従事した期間が 18 年以上ある者</p> <p>(2) 専門学卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(3) 高等学校卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p> <p>(4) 林業技士の登録を受けた後、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者</p> <p>(5) 森林管理局长又は森林管理署長、支署長及び森林管理事務所長（以下「森林管理局长等」という。）が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者</p>

技術者の名称	技 術 経 歴
技師（A）	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>（1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>（2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が17年以上ある者</p> <p>（3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が20年以上ある者</p> <p>（4）林業技士の登録を受けた後、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>（5）森林管理局長等が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者</p>
技師（B）	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>（1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>（2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>（3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>（4）林業技士の登録を受けた者</p> <p>（5）森林管理局長等が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者</p>
技師（C）	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>（1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>（2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>（3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が11年以上ある者</p> <p>（4）森林管理局署（営林局署を含む。）において10年以上（他の官公署、森林組合等においては15年以上）勤務し、立木調査業務の経験を3年以上有する者で、現場作業に従事する労働者を直接指揮監督する能力を有すると森林管理局長等が認める者</p>
技 術 員	<p>林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有すると森林管理局長等が認める者</p>

別紙 1

収穫調査業務委託における溪畔周辺の取扱に関する特記仕様書

(区域の設定について)

・溪畔周辺区域が含まれると説明された収穫調査箇所においては、区域の範囲等について監督員と打合せのうえ決定するものとする。なお、復命書に添付する施業実施計画図及び実測位置図には、沢に青色を付して凡例に溪畔である旨記載するものとする。

(主伐の調査について)

・皆伐・漸伐・複層伐の調査については、溪畔周辺区域を保護樹帯として設定・区分し、必要に応じて間伐するものとする。なお、分収林等において契約どおり実行する場合は従来どおり区域全域の調査を行うものとする。

・択伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来成立すべき植生の維持・形成に配慮した選木とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

(間伐の調査について)

・毎木調査法による定性間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来生育すべき樹種以外を選木するものとする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・毎木調査法による列状間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・標準地調査法による定性間伐・列状間伐の調査については、調査は従来どおり行うものとするが、標準地の設定箇所は溪畔周辺区域外とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

(搬出計画図の作成について)

・搬出計画図（搬出系統図）の作成にあたっては、できるだけ水際に近い位置での森林作業道作設を想定しないよう留意するものとする。

別紙 2

収穫調査委託についての特記仕様書

(復命書の提出について)

復命書については、完成したらその都度提出し、担当のチェックを受けること。

(調査の安全の確保について)

収穫調査においては、調査中及び歩行中等の安全を確保し実施すること。また、周辺住民などに周知するために作業中は、「収穫調査実施中」などを現地もしくは使用車両に表示をすること。

(監督員との連絡調整について)

事業実行の際に必要な民有地借受の事案が発生した際は、監督員に連絡調整のうえ、調査を実施すること。また、調査の円滑な実施のために監督員との連絡は密に取り、必要な指示を受けること。

(林野火災防止対策について)

調査中は林野火災予防の取組として、火気の使用を伴う喫煙の際には喫煙後の消火を徹底し吸い殻を持ち帰るなど、万全の措置を講ずること。

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。

特記仕様書(GNSS 受信機を用いた測量について)

この特記仕様書は、測量方法に「GNSS 又はコンパス」と指定された調査箇所の測量作業において適用する。

1. 測量方法について

測量方法に「GNSS 又はコンパス」と指定された調査箇所においては、GNSS 受信機を用いて測量することを基本とするが、受注者の判断によりコンパスを使用することも可とする。

2. 使用する GNSS 受信機について

東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程運用6第5項に定める方法が実施可能な機種を使用すること。

3. 精度の検証について

GNSS 受信機を使用する際には、作業前に受信精度の確認を行い、PDOP 値が安定的に4以下を維持できない可能性がある場合には、その他の測量手法を検討すること。

4. 提出物について

測量結果は別紙「測量野帳(GNSS 測量用)」に取りまとめるとともに、実測原図及び実測位置図等に反映すること。

また、GNSS 受信機で取得した電子データについては、事前にウイルスチェックを行ったうえで、電子メール等で提出すること。

5. 変更契約について

受注者の判断によりコンパス測量を行ったものについては、原則として変更契約の対象としないが、第3条の精度検証の結果に基づき GNSS 以外の測量方法を選択した場合や、その他の理由により GNSS 受信機を使用することが適当でないと判断される場合には、監督職員と協議のうえ変更することができる。

6. その他

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議のうえ決定すること。

測 量 野 帳 (GNSS測量用)

使用機種： 面積 (ha)： 国有林 林班 小班
 測地系： 外周 (m)： 調査年月日 年 月 日
 座標系： 調査員

測点 番号	座標値				測定 回数	PDOP	衛星数	方位角 (度)	水平距離 (m)	備 考
	緯度	経度	X	Y						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										

※1 座標値の表記は小数点第1位以上とし、機器の測定可能な限り詳細に記載すること。

※2 表は必要に応じて修正することを可とするが、座標値、測定回数、PDOP値及び衛星数の記載は必須とする。